

GPT-5.6 (OpenAI最新モデル) のリリースが知財業務に与える影響 — 全方位分析

TL;DR

- 「ChatGPT-5.6」という正式名称のモデルは存在しない。OpenAIが2026年7月9日に一般提供を開始した実在モデルは「GPT-5.6」（フラッグシップの Sol、バランス型の Terra、低コストの Luna の3ティア）であり、本稿はこの実モデルに基づいて分析する。知財業務への影響は「補助ツールとしての生成AIの実用段階入り（実証からワークフロー統合へ）」という文脈で理解すべきで、GPT-5.6は制度論を一変させる断絶ではなく、既存トレンドの加速要因である。
- 最大のインパクトは特許調査・IPランドスケープ・中間処理・明細書ドラフティングの「叩き台生成」の高速化と低コスト化にある。GPT-5.6は長文脈（約105万トークン）、エージェント機能（ChatGPT Work、Programmatic Tool Calling、ultra並列エージェント）、コスト効率（前世代比でトークン削減）を大きく改善し、知財特化AI（Patlytics、Patentfield等）の裏側モデルとしても効いてくる。ただし発明者性・守秘義務・ハルシネーション責任の論点は制度・倫理面で未解決のまま残る。
- 制度は「AIはツール、発明者・創作者は自然人」で日米欧が収斂した。日本は2026年3月4日に最高裁がDABUS事件の上告を不受理とし「発明者は自然人に限る」が確定、USPTOも2025年11月に「AIは道具」とする改訂ガイダンスを発出、EPOも2026年ガイドラインで「AI利用でも責任は代理人・出願人」と明記。弁理士・弁護士の専権業務と最終責任は当面維持されるが、実務家には守秘義務・善管注意義務・確認義務の履行体制の整備が急務である。

Key Findings

1. 事実確認: モデルの正体

- 正式名称は GPT-5.6。ユーザー指定の「ChatGPT-5.6」は俗称・検索名（ChatGPT5.6等）に相当し、OpenAIの公式モデル名ではない。
- 一般提供開始日: 2026年7月9日（限定プレビューは2026年6月26日開始）。ChatGPT、Codex、OpenAI APIで提供。 [Coursiv Blog](#)
- 3ティア構成: Sol（フラッグシップ）、Terra（日常業務向けバランス型、GPT-5.5相当性能で約半額）、Luna（最速・最安）。新命名では数字が世代、Sol/Terra/Lunaが能力ティアを示す。 [Coursiv Blog](#)
- 新機能: [max](#)（熟考モード）、[ultra](#)（既定で4エージェントを並列協調、ChatGPT WorkはPro/Enterprise、CodexはPlus以上）、Programmatic Tool Calling（Responses APIでツール連携プログラムをメモリ内実行、Zero Data Retention対応）、multi-agent（ベータ）。ChatGPT Work（業務エージェント）とCodex統合デスクトップアプリを同時投入。 [OpenAI](#)
- コンテキスト長・出力: Sol/Terra/Luna各1.05M（約105万）トークンのコンテキスト、最大128Kトークン出力（API解説記事による）。 [Coursiv Blog](#)

- **価格 (100万トークンあたり)** : Sol = 入力\$5 / 出力\$30、Terra = 入力\$2.50 / 出力\$15、Luna = 入力\$1 / 出力\$6。 (OpenAI)
- **主要ベンチマーク (OpenAI公表値、自己申告である点に留意)** :
 - Agents' Last Exam (55分野の長期プロ業務) : Sol 52.7% (本文では53.6と記載、表と本文で微差あり)
 - BrowseComp (エージェント型ブラウジング) : Sol 90.4% / Sol Ultra 92.2%
 - GDPval-AA v2 (実務成果物ベースの知識労働、法務含む) : Sol 1,747.8 Elo
 - Terminal-Bench 2.1: Sol 88.8% / Sol Ultra 91.9%
 - FrontierMath Tier 1-3: Sol 89.0%
 - 長文脈 MRCR v2 (512K-1M、8-needle) : Sol 73.8%
- **競合比較の留意点**: OpenAIの表では Claude Fable 5 が GDPval で 1,759.6 Elo と Sol を上回るなど、競合が優位な指標も存在。ベンチマークは提供元の自己申告であり、独立検証 (Artificial Analysis等) と併読すべき。
- **重要な留意**: GPT-5.6の顧客事例としてOpenAI公式ページに**法務・専門サービス系企業のコメントが多数掲載**されている。特に法務AIのClio (VP of Engineering, Angel Faus) は「法務リサーチと文書ワークフロー全般でGPT-5.6は製品経済性を変えるほどの効率化を実現。当社の統合評価では14%少ないトークンで法務リサーチと取引法の品質が向上」、Legora (CTO, Jake Lauritzen) は「7タスク中5で改善または横ばい、構造化ドラフティングと判例レビューで最大の伸び、法的結論には適切に慎重」と述べている。知財特化の言及は公式ページには見当たらないが、法務系ワークフローへの適合を示すシグナルである。 (openai)

2. 知財実務への影響

- **先行技術調査・無効資料調査**: 長文脈とエージェント機能により、大量公報の横断読解・要約・対比が高速化。ただし汎用LLM単体はハルシネーションと網羅性欠如のリスクがあり、知財特化ツール (意味検索・引用トレース付き) との併用が主流。
- **明細書・クレームドラフティング**: 「白紙からの起案」の心理的・時間的ハードルを下げる叩き台生成が最大の実利。日本弁理士会も「AIは強力なツールだが出力の正確性は保証されず、最終的に弁理士が責任をもって提供すべき」との立場。 (Chizaijuku)
- **中間処理 (拒絶理由対応)**: OA解析・応答案・補正案の下書きに活用が進む。実務は「AI導入の是非」から「安全・効果的な統合方法」へ論点が移行。
- **IPランドスケープ・特許分析**: 数週間かかっていた静的レポートを、動的・連続的な分析へ転換。Patlytics等は「landscapeモジュール」ではなく相互接続ワークフローで対応。
- **商標・意匠・著作権**: 画像認識AI (類似画像検索) が意匠・商標の類否判断支援で実用化。著作権では学習データ・生成物の権利処理が主要論点。
- **ビジネスモデル・人材**: Questelの2025年IP調査 (世界500名超のIP専門家対象、うち71%が特許専門家、地域内訳は欧州50%・米州18%・アジア太平洋25%) では「77%の組織がAIにかなり / 非常に前向き」「58%がIP業務でAIソリューションを積極利用し業務への好影響を認識」「ほぼ半数 (46%) が少なくとも1日1回AIを利用」と報告。続く2026年版 (4月28日発表) では「時間・コスト削減のためAIに向かう組織が2025年の77%から83%へ上昇」「社内でAIツールを利用する割合が65%」とさらに上昇している。事務所は「AI下書き×弁理士チェック」型の役割分担・価格設計へ移行しつつある。

- **知財特化AIとの競争・棲み分け**：GPT-5.6等の汎用フロンティアモデルは「裏側の推論エンジン」、Patlytics（2026年4月に\$40MシリーズB調達し累計約\$65M、Am Law 100の40%超が利用）やPatentfield（最大80%効率化を標榜）等の特化ツールは「ドメイン特化のデータ・UI・引用トレース・セキュリティ認証」で差別化。汎用モデルの性能向上は特化ツールを陳腐化させるより、その基盤性能を底上げする関係にある。

3. 法的論点

- **発明者性・権利帰属**：日米欧いずれも「AIは道具、発明者は自然人」で一致。日本はDABUS事件で最高裁が2026年3月4日に上告不受理決定（第2小法廷・岡村和美裁判長、裁判官4人全員一致）を出し確定。知財高裁（2025年1月30日、令和6年（行コ）第10006号）は「AI発明に特許権を付与するか否かは立法化のための議論が必要な問題であり、現行法の解釈論で対応することは困難」と判示。（Nikkei + 2）
- **学習データと著作権**：日本は著作権法30条の4（情報解析）を中心に議論。米国では判決が分かれ、Thomson Reuters v. Ross（2025年2月、フェアユース否定）とBartz v. Anthropic（2025年6月、学習はフェアユース）が対照的。
- **営業秘密・守秘義務・新規性喪失**：弁理士は守秘義務（弁理士法30条）を負い、外部生成AIへの秘密情報入力第三者開示に当たり違反のおそれ。秘密保持規約のないプラットフォームへの投入は新規性喪失・営業秘密該当性喪失（不正競争防止法）のリスク。入力情報が学習に使われ第三者出力に混入する事実上の公知化リスクも指摘される。
- **利益相反・確認義務**：ハルシネーションのため弁理士の精査が必須。日本弁理士会「弁理士業務AI利活用ガイドライン」（令和7年4月）は、クライアント秘密情報をAIに入力する場合は学習の有無によらず同意取得を求める。

4. 政策・制度動向

- **JPO**：「AI技術の活用に向けたアクション・プラン（令和7年度改定版）」で先行技術調査②を導入フェーズへ移行、生成AIの審査業務適用（項目9）を新設し令和7年度に技術実証。審査ハンドブックにAI関連発明事例（25事例）を整備。（Japan Patent Office）
- **USPTO**：Federal Register 2025年11月28日公示「Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions」（Docket No. PTO-P-2025-0014、FR Doc. 2025-21457）を発出。2024年2月13日ガイダンス（Pannu要件のAI適用）を全面撤回し「AIは実験器具・ソフトウェア・研究データベース等と同等のツール」「着想（conception）の伝統的基準が発明者性を支配」と再定義。トランプ政権のAI大統領令（EO 14179）に基づく親特許・親AI路線。（Jones Day）
- **EPO**：2026年版審査ガイドライン（2026年4月1日施行）でAI利用に関する初の正式指針。「AIツールで作成したか否かにかかわらず、出願内容の責任は当事者・代理人にある」と明記。2025年末にはAI生成先行技術を検証せず引用した審査官の事例が問題化。
- **日本のAI・知財政策**：AI推進法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律、2025年6月4日公布、9月1日全面施行）、人工知能基本計画（2025年12月23日閣議決定）。知的財産推進計画2026（2026年6月12日決定、本部長・高市早苗首相）は生成AIの知財保護ルール「プリンシプル・コード（仮称）」策定方針を打ち出し、俳優・声優の「声」の無断生成対応で不正競争防止法改正を含む議論継続を明記。（Nikkei）（Docomo）

- **弁理士制度**：知財高裁・最高裁とも「立法による解決」を要請。政府はAI開発者を共同発明者として認めるか等を検討中だが、AI発明に特許を付与する立法は未成立。 (yuasa-hara)

5. 企業経営・IP戦略への示唆

- **知財部門のDX**：GPT-5.6のコスト効率改善とエージェント機能は、社内知財部門での大量処理（ポートフォリオ棚卸し、競合監視、IDF自動生成）を現実的にする。ただしZDR対応API・オンプレ型LLM（Llama, Mistral等）等、秘密情報保護のアーキテクチャ選択が前提。
- **オープン&クローズ、SEP/FRAND**：GPT-5.6固有の波及は現時点で確認されないが、AI関連発明の出願増と分析高度化により、標準必須特許のクレームチャート作成・侵害立証（EOU）の効率化が進む余地がある。

Details

モデルの正体と一次情報

OpenAIは2026年7月9日、公式ブログ「GPT-5.6: Frontier intelligence that scales with your ambition」でGPT-5.6の一般提供を発表した。ユーザーが指定した「ChatGPT-5.6」は正式名称ではなく、OpenAIの命名体系上は「GPT-5.6」が正しい。GPT-5.6は世代番号（5.6）+能力ティア名（Sol/Terra/Luna）という新命名を採用し、限定プレビューは2026年6月26日に開始、米政府のAIサイバー大統領令に基づく事前レビューを経て7月9日に一般提供へ移行した経緯がある。

(The Mac Observer)

(The Mac Observer)

性能面では、SolがTerminal-Bench 2.1で88.8%（Ultra 91.9%）、BrowseCompで90.4%（Ultra 92.2%）、Agents' Last Examで52.7%等、複数のエージェント・知識労働系ベンチで前世代GPT-5.5および競合を上回るとされる。一方でSWE-Bench Pro（Sol 64.6%）ではClaude Mythos 5（80.3%）に劣るなど、全指標でトップではない。価格はSol = 入力\$5 / 出力\$30、Terra = \$2.50 / \$15、Luna = \$1 / \$6（いずれも100万トークンあたり）。これらはすべてOpenAIの自己申告であり、独立ベンチ（Artificial Analysis）との併読が推奨される。 (openai) (openai)

知財実務への具体的影響

GPT-5.6の約105万トークンの長文脈は、複数の先行技術文献・拒絶理由通知・明細書を一度に読み込ませる用途に適する。Programmatic Tool Callingとmulti-agent機能は、調査→分析→ドラフトという多段ワークフローの自動化に寄与する。実際、OpenAI公式の顧客コメントには法務系企業（Clio、Legora）が「トークン効率と品質の両立」を報告している。

ただし、知財業界の実務者の間では汎用LLM単体への慎重論が根強い。「知財お仕事ナビ」等の弁理士向け解説は、生成AIを「魔法の杖ではなく頼れるツール」と位置づけ、叩き台生成・言い換え提案に価値を見出しつつ、精度とセキュリティの限界を強調する。パテント・インテグレーション社（弁理士・大瀬佳之CEO）は2024年に国内初の特許読解支援AIEージェント「サマリア」を提供、2026年3月に明細書作成支援機能をリリースするなど、「人間主体の特許実務を前提」とした設計思想を明示している。同社は知財実務への生成AI利活用に関する特許を9件取得し、6件の特許侵害訴訟を提起していると発表しており、この分野で権利化・係争が既に始まっている点は注目に値する。 (Chizaijuku) (PR TIMES)

Patlyticsは2026年4月にSignalFire主導の\$40MシリーズBを調達（累計約\$65M）し、Am Law 100の40%超（Quinn Emanuel、Foley & Lardner、Susman Godfrey等）とCanon・Rivian・Xerox・旭化成・TaylorMade等の企業IP部門が利用と報じられ、「プロジェクト時間80%削減、クレームチャートあたり\$30K超の節約、特許出願あたり最大15時間の回収」を標榜する。国内ではPatentfield、PatentSQUARE、Amplified等が競合し、Patentfieldは「最大80%効率化」を掲げ、生成AIオプション「Patentfield AIR」を2024年7月に投入している。これら特化ツールは、GPT-5.6のような汎用モデルを裏側で活用しつつ、グローバル特許データでのファインチューニング・引用トレース・SOC 2/ISO認証等のセキュリティで差別化する構図にある。

法的論点の深掘り

発明者性については日米欧で「AIはツール、発明者は自然人」が明確に収斂した。日本のDABUS事件では、東京地裁（2024年5月16日、令和5年（行ウ）第5001号）、知財高裁（2025年1月30日、令和6年（行コ）第10006号）、最高裁（2026年3月4日、上告不受理決定・第2小法廷・岡村和美裁判長・裁判官4人全員一致）と三審すべてが自然人限定を維持。知財高裁は「特許権は天与の自然権ではなく...その制度設計は一国の産業政策の観点から議論されるべき」とし、AI発明の保護は立法論に委ねた。USPTOも2025年11月の改訂ガイダンスで同旨（AIは実験器具等と同等、着想が試金石、Pannu要件のAI適用は撤回）。(PatentRevenue + 2)

守秘義務・新規性喪失リスクは、生成AI利用の最大の実務的落とし穴である。高野誠司特許事務所等は、①プロンプトによる機密情報の直接漏洩（守秘義務違反）、②入力情報の学習モデルへの反映、③学習された秘密情報の第三者出力（事実上の公知化＝新規性喪失）の3ルートを指摘。日本弁理士会「弁理士業務AI利活用ガイドライン」（令和7年4月）はこれらを受け、AIツール選定の安全基準（暗号化・再学習しない等）とクライアント同意取得を求めている。IPTech弁理士法人は2025年4月から生成AIを本格導入し、公的ガイドライン準拠の社内ガイドラインを整備した例として報じられている。

制度・政策動向の深掘り

JPOは令和7年度改定版アクション・プランで、先行技術調査の検索手法高度化を実証から「導入フェーズ」へ移行させ、生成AIの特許審査業務適用（項目9）と特許行政事務適用（項目8）を令和7年度に技術実証。審査基準面では、AI関連発明の記載要件（相関関係の記載、予測精度検証等）や進歩性判断（単純なシステム化は進歩性否定等）の事例を整備している。(Japan Patent Office)

日本のマクロ政策では、AI推進法が2025年に成立・全面施行され、内閣にAI戦略本部が設置、人工知能基本計画が2025年12月23日に閣議決定された。知的財産推進計画2026（2026年6月12日決定）は「プリンシプル・コード（仮称）」策定と、RAG（検索拡張生成）で参照される「知識データ」の透明性確保、robots.txt尊重の法的義務化（著作権法47条の5第1項2号）等を検討課題として扱う。総務省「令和7年版 情報通信白書」によれば、業務で生成AIを利用する日本企業の割合は55.2%にとどまり、中国（95.8%）、米国（90.6%）、ドイツ（90.3%）がいずれも9割を超えるのに比べ大きく遅れている点が政策的な問題意識となっている。(Internal Affairs Database)

(Pressnet)

Recommendations

即時（0-3か月）：

1. **用語の是正**: ブログ記事では「ChatGPT-5.6」ではなく「GPT-5.6 (Sol/Terra/Luna)」と正確に表記し、俗称と正式名称を区別する。読者の検索流入を意識するなら「ChatGPT 5.6 とは (正式にはGPT-5.6)」という導入が有効。
2. **秘密情報ガードレールの確立**: ZDR対応API・エンタープライズ契約 (学習不使用の保証)・オンプレ型LLMのいずれかを前提とし、無料版・オプトアウト未設定のツールへの未公開発明情報の投入を禁止する社内規程を整備。日本弁理士会ガイドライン (令和7年4月) とクライアント同意取得プロセスを明文化。
3. **確認義務の運用化**: AI生成物は必ず弁理士・専門家が精査し最終責任を負う「AIドラフト×専門家チェック」フローを標準化。ハルシネーション・引用捏造の検証手順を定める。

中期 (3-12か月): 4. **ツールの棲み分け設計**: 汎用モデル (GPT-5.6等) は要約・叩き台・言い換えに、知財特化ツール (Patlytics/Patentfield等、引用トレース・特化データ付き) は網羅性が要る先行技術・無効・FTO調査に、と用途別に使い分ける。5. **価格・役割モデルの再設計**: ドラフト生成の低コスト化を前提に、事務所は「戦略助言・権利範囲設計・係争」等の高付加価値業務へ比重を移す。人材要件にプロンプト設計・AI出力検証スキルを追加。

長期 (12か月超): 6. **制度改正のモニタリング**: AI発明の発明者性・共同発明者 (AI開発者) 論、プリンシプル・コード、著作権法のオプトアウト法定化、意匠法のAI創作対応を継続追跡。立法化の動きに応じて出願・権利化戦略を調整。

判断を変えるベンチマーク / 閾値:

- 独立ベンチ (Artificial Analysis等) でGPT-5.6の知財関連タスク精度が特化ツールを恒常的に上回るようになれば、特化ツール依存を見直す契機。
- JPO/USPTO/EPOがAI利用の開示義務やAI生成明細書の特別な取扱いを導入した場合、ワークフローと開示実務を即時改訂。
- 日本でAI発明の発明者性に関する立法が具体化した場合、発明者認定・職務発明規程を見直す。

Caveats

- **ベンチマークは自己申告**: 本稿のGPT-5.6性能値はOpenAI公式発表に基づく。競合比較を含め提供元バイアスがあり、独立検証と併読すべき。OpenAI本文と表で数値の微差 (Agents' Last Exam 53.6 vs 52.7等) がある。
- **知財特化の直接データは限定的**: GPT-5.6の知財業務への影響は、主に「法務・知識労働全般での性能・コスト改善」からの推論であり、GPT-5.6を用いた知財実務の定量的効果を示す一次データは本調査時点で確認できていない。事例 (Clio、Legora) は法務全般であり知財特化ではない。
- **未確認事項**: 最高裁DABUS決定の事件番号は各種報道・解説でも明示されておらず未確認。一部ブログが知財高裁の事件番号を「令和6年(行ケ)第10023号」とするが、裁判所公表PDFに基づく正しい番号は「令和6年(行コ)第10006号」である。 (PatentRevenue)
- **将来予測と事実の区別**: プリンシプル・コード、共同発明者論、著作権法改正等は検討・審議段階であり、成立した制度ではない。本稿では「検討中」と明示した。

- **急速な陳腐化リスク**：GPT-5.6は2026年7月時点の最新モデルだが、OpenAIは短サイクルで更新しており（GPT-5.4は2026年7月23日に廃止予定）、モデル固有の記述は早期に陳腐化しうる。制度・実務原則の記述の方が寿命が長い。 (9to5Mac)